

(介護予防) 短期入所生活介護

重要事項説明書

(緑の苑短期入所生活介護事業所)

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 施設経営法人 | 11. 非常災害時の対策 |
| 2. ご利用事業所 | 12. 相談窓口・苦情対応 |
| 3. ご利用事業所で実施する事業 | 13. 協力医療機関 |
| 4. 事業の目的と運営方針 | 14. 協力歯科医療機関 |
| 5. 事業所の概要 | 15. 事故発生時の対応 |
| 6. 職員体制 | 16. 虐待防止のための措置について |
| 7. 職員の勤務構成 | 17. 身体拘束廃止等について |
| 8. 事業所サービスの概要 | 18. 感染対策等について |
| 9. 利用者負担金 | 19. 留意事項 |
| 10. 利用料の支払い方法 | |

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵和福祉会
- (2) 法人所在地 網走郡美幌町字稲美105番地の7
- (3) 代表者氏名 理事長 西澤 寛俊
- (4) 電話番号 (0152) 73-1215
- (5) FAX番号 (0152) 73-1217
- (6) 設立年月日 平成18年8月21日

2. ご利用施設

- (1) 事業所の名称 社会福祉法人 恵和福祉会 緑の苑短期入所生活介護事業所
- (2) 事業所所在地 網走郡美幌町字稲美105番地の7
- (3) 管理者名 益田 徹也
- (4) 電話番号 (0152) 73-1215
- (5) FAX番号 (0152) 73-1217

3. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		道知事の事業指定		定員
		指定年月日	指定番号	
居宅	短期入所生活介護 (併設型ユニット型)	平成24年2月29日	北海道 0175200179号	20人
	短期入所生活介護 (ユニット型施設空床利用型)	平成24年2月29日	北海道 0175200179号	ユニット型施設の 定員80人以内
	短期入所生活介護 (地域密着型ユニット型施設空床利用型)	平成22年4月1日	北海道 0175200161号	ユニット型施設の 定員20人以内
	訪問介護	平成18年9月25日	北海道 0175200138号	
施設	特別養護老人ホーム (ユニット型施設)	平成24年2月29日	北海道 0175200179号	80人
	特別養護老人ホーム (地域密着型施設)	平成27年4月1日	美幌町 0195200068号	20人

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

緑の苑短期入所生活介護事業所は、介護保険法令の定めるところにより、指定を受

けた当事業所において、適切に各種サービスを提供します。

(2) 運営方針

- ・当事業所は、居宅サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者とその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるようにするとともに、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ・当事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、その方の立場に立ったサービスを提供するとともに、明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視し運営を行います。
- ・当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供機関と密接な連携に運営にあたります。

5. 事業所の概要

短期入所生活介護事業所及び併設施設等

短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホーム

敷地	6, 5 5 5. 3 7 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）
	延べ床面積	6, 5 9 5. 0 5 m ²
	利用定員	○ユニット型併設型（介護予防）短期入所生活介護事業所 定員 20 名
	併設施設	○指定介護老人福祉施設の空床利用型（短期入所生活介護） 地域密着型施設の定員 20 名以内 ○ユニット型指定介護老人福祉施設の空床利用型（短期入所生活介護） ユニット型施設の定員 80 名以内 ○ユニット型指定介護老人福祉施設 定員 80 名 ○地域密着型指定介護老人福祉施設 定員 20 名

(1) 居室（併設型ユニット型短期入所生活介護）

居室の種類	室数	面積	1人当たりの面積
1人部屋	20 室	15.39 m ² ～16.74 m ²	15.39 m ² ～16.74 m ²

※指定基準は、居室1当たり 10. 6 5 m²以上

(2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	1人当たりの面積
共同生活室	1 室（各ユニット）	41.20 m ² ～41.43 m ²	4.12 m ² ～4.14 m ²

一般浴槽	1 場所 (各ユニット)		
特殊浴槽	1 場所 (各階)		
便所	各ユニット 4 場所		
洗面設備	居室ごとに設置		
医務室	1 場所		
静養室	1 場所		
面会室	1 場所		
調理室	1 場所		
洗濯室又は洗濯場	1 場所 (各ユニット)		
汚物処理室	1 場所 (各ユニット)		
介護材料室	1 場所 (各ユニット)		

※食堂及び機能訓練室の指定基準は、居室 1 人あたり 3 m²

(3) 防災設備

設備名	箇所数等	設備名	箇所数等
スプリンクラー	全館あり	防火扉	あり
自動火災報知器	あり	屋内消火栓	あり
誘導灯	あり	非常通報装置	あり
ガス漏れ報知器	あり	漏電火災報知器	あり

※カーテンや寝具は、防災性能のあるものを使用しています。

6. 職員体制 (主たる職員)

職名	員数	常勤	非常勤	配置基準	備考
管理者	1 名	1 名		1 名	ユニット型施設及び地域密着型施設 兼務
事務員	3 名	3 名			ユニット型施設及び地域密着型施設 兼務
生活相談員	2 名	2 名		1 名	ユニット型施設及び地域密着型施設 兼務
介護支援専門員	2 名	2 名		1 名	ユニット型施設及び地域密着型施設 兼務
管理栄養士	1 名	1 名		1 名	ユニット型施設及び地域密着型施設 兼務
介護職員	常勤換算方法により 7 名以上配置 各ユニット常勤職員を 1 名以上配置			常勤換算方法により 7 名以上	ユニット型施設 兼務
看護職員					ユニット型施設、機能訓練指導員 兼務

				看護職員の配置基準は、常勤換算方法で1名以上
機能訓練指導員	1名	1名		看護職員兼務
技能員	2名	2名		介護職員兼務
嘱託医師	3名（非常勤）			
主たる職員については、上記の配置基準の員数を最低限の配置数とします。				

7. 職員の勤務構成

職種	勤務体制	
施設長	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
事務員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
生活相談員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
介護支援専門員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
管理栄養士	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
介護職員	勤務時間帯 常勤 ①6:30~15:00 ②7:00~15:30 ③7:30~16:00 ④8:00~16:30 ⑤8:30~17:00 ⑥9:00~17:30 ⑦9:30~18:00 ⑧10:00~18:30 ⑨10:30~19:00 ⑩11:00~19:30 ⑪11:30~20:00 ⑫12:00~20:30 ⑬12:30~21:00 ⑭13:00~21:30 ⑮16:30~9:30	①~④は早出 ⑤~⑨は日勤 ⑩~⑭は遅出 ⑮は夜勤
	勤務形態 常勤兼務 ①9:00~12:45 ②13:15~17:00	
	勤務体系 非常勤 ①8:00~12:00 ②9:00~12:30 ③9:30~12:30 ④13:30~15:30 ⑤13:30~17:30 ⑥13:30~18:30 ⑦16:30~9:30	①~⑥は日勤 ⑦は夜勤
看護職員	勤務形態 常勤・非常勤 ①7:30~16:00 ②9:15~17:45 ③10:30~19:00	①は早出 ②は日勤 ③は遅出
機能訓練指導員	勤務時間（看護職員の勤務時間に準ずる）	
労務員	勤務時間 常勤兼務	

	①8:00~16:30 ②8:45~17:15	
嘱託医師	月1回、嘱託医師が入所者ひとりひとりを回診します。	

8. (介護予防) 指定短期入所生活介護施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状態に配慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを基本としています。
- ・食堂や居室など希望される場所で食事することができます。

食事時間	朝食	7時30分	～	9時00分
	昼食	11時30分	～	13時00分
	夕食	17時30分	～	19時00分

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ご利用者の意向や状態に合わせた入浴を行うように配慮します。
- ・寝たきりなどで座位が保てない方は、機械浴槽を用いての入浴も可能です。

③排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④離床、着替え、整容等

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容・口腔保潔が行われるよう援助をします。
- ・シーツ交換は週1回行います。寝具が汚れた場合には、その都度清潔なものと交換します。
- ・ご利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するため、日常の生活動作を訓練としながら対応していきます。

⑥健康管理

- ・ご利用者の健康状態の確認等を行います。体調不良や変化があった場合には、速やかにご家族等へご連絡を行いますので、受診等の協力をお願いします。
- ・体調不良等で受診する際には、原則ご家族等での対応となります。

⑦相談及び援助

- ・当事業所は、ご利用者及びそのご家族からの相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
- ・ご利用者の短期入所生活介護サービス計画が作成される間についても、当然ご利用者がその有する能力に応じて、自律した日常生活が送れるよう適切な各種介護サービスを提供します。

⑧生活上の便宜

- ・当事業所では、テレビ・新聞等必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜、レクリエーション行事等を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

○サービスの種類

①理容について

- ・当事業所では、町内理髪店の出張による理容サービスをご希望によりご利用いただけます。(毎月第1・3月曜日の午前中と第3火曜日の午後に実施) ※予約制です。

※ 利用料金 (調髪のみ)	カット	2,500円 (1回、税込)
	丸刈り	2,000円 (1回、税込)

※利用料金に変更となる場合があります。

②電気料金等

- ・居室内で電化製品を持ち込み、使用した場合にかかる電気料金です。
テレビ…10円/1日、冷蔵庫…20円/1日、電気ポット…20円/1日
※その他の電化製品の電気料金につきましては、その都度算出します。
※特殊な電化製品等につきましては、持ち込めない場合もございます。事前に職員に確認してください。

③レクリエーション・クラブ活動

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。その際に係る費用については、実費負担となります。(材料代等の実費)

④謄写物交付

- ・ご利用者の短期入所サービスの提供に関する記録閲覧・謄写を求めた場合には、原則として身元引受人に対しては、ご入居者の承諾及びその他必要と認められた場合に限り、これに応じます。 ※謄写物交付に係る費用 実費相当額 (A4一枚: 10円 -)

⑤その他

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものについて、その費用をご負担いただきます。
- ・一般的な福祉用具や紙オムツ等は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。但し、事業所が指定したものに限りです。なお、ご利用者が自ら希望されるオムツ等や専用の福祉用具につきましては、自己負担となります。

- ・クリーニング代金（施設以外の依頼の分：実費）

9. 利用者負担金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室、食事にかかる自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護費

【併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）】 1日あたりの単価です

要介護度区分	サービス利用自己負担額		
	利用料1割	利用料2割	利用料3割
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円

※上記費用は、併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護及びユニット型介護老人福祉施設の空床利用した場合に係る基本額となります。

○介護保険の加算料金（ご利用者の状況、状態や介護保険負担割合によって変わります。）

	介護保険加算	加算額（自己負担額）		
		1割	2割	3割
◎□ △	療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回
◎□ △	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	44円/日	66円/日
□	看護体制加算（Ⅰ）	4円/日	8円/日	12円/日
◎□ △	看護体制加算（Ⅱ）	8円/日	16円/日	24円/日
◎□	夜勤配置加算（Ⅱ）	18円/日	36円/日	54円/日
◎□ △	送迎加算	184円/片道	368円/片道	552円/片道
◎□ △	緊急短期入所受入加算	90円/日	180円/日	270円/日

◎□ △	看取り連携体制加算（7日を限度）	64円／日	128円／日	192円／日
◎□ △	介護職員等处遇改善加算（I）	1ヶ月間の利用料金（介護保険負担分の合計） 14%相当単位		

※併設型ユニット型短期入所生活介護事業所を利用した場合には、◎印のついた加算項目が算定となります。

※ユニット型施設の空床利用型を短期入所生活介護として利用した場合には、□印のついた加算項目が算定となります。

※併設型介護予防短期入所生活介護事業所及びユニット型施設、従来型施設の空床利用型を介護予防短期入所生活介護として利用した場合には、△印のついた加算項目が算定となります。

※送迎加算については、送迎を行った際に算定となります。なお通常の送迎区域については、美幌町の区域となります。

○滞在費・食費（介護保険給付対象外）

滞在費・食費は、所得・課税状況に応じて料金が異なります。（1日の料金です）

【滞在費】（ユニット型個室）1日あたりの単価です

段階区分	標準負担額	第3段階	第2段階	第1段階
滞在費	2,066円	1,370円	880円	880円

※上記費用は、併設型（介護予防）短期入所生活介護及びユニット型介護老人福祉施設の空床利用した場合にかかる滞在費となります。

【食費】1日にかかる食費となります

段階区分	標準負担額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事の負担額	1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

※食事の標準負担額が1,445円となっていますが、上限がないため、第4段階以上の対象者の方については、当事業所では1,500円の費用がかかります。

※食費については、ご利用者が介護保険負担限度額認定証やその他の減免を受け、該当されている場合は、その認定に基づく支払いを受けるものとします。

※上記利用者負担金については、介護報酬改定等に伴う利用料金等の変更が行われた場合には、変更した負担額等を文面にて通知いたします。

10. 利用料の支払い方法

- ・利用料等につきましては、当該月の利用料分を末日で締め、翌月の15日前後に請求書

を送付いたしますので、送付月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ①施設窓口での支払い 月曜日～金曜日 9：00～17：00
施設事務所にて承ります。(祝祭日、年末年始を除く)
- ②指定口座への振り込み 振込先：網走信用金庫 美幌支店 普通 0380563
社会福祉法人 恵和福祉会 理事長 西澤 寛俊
- ③ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし
- ④領収書の発行 ご利用者からお支払いを受けたときは領収書を発行します。
お支払いいただいた各種代金につきましては、後日、各購入先に支払い後、領収書を発行します。(翌月の請求書送付時に同封します)

1.1. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム緑の苑防災計画」により対応します。
近隣協力関係	旭自治会と非常時の応援を約束しています。
避難訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム緑の苑防災計画」により、年2回、夜間及び日中を想定した避難訓練を実施します。

1.2. 相談窓口・苦情対応及び第三者評価の状況

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設のご利用相談室	窓口担当者：生活相談員 ご利用日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） ご利用時間：午前9時～午後5時 ご利用方法：電話0152-73-1215 来所又は意見箱（事務所窓口横に設置）
------------	---

☆公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

美幌町役場福祉部保険福祉課高齢介護グループ	所在地：網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地1 電話番号：0152（77）6543 FAX番号：0152（72）4869 対応時間：午前9時～午後5時（土日、祝祭日、年末年始は除く）
北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話番号：011（231）5161 FAX番号：011（233）2178 対応時間：平日の午前9時～午後5時（土日、祝日は除く）
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター（かでの2・7）5階 電話番号：011（204）6310

	FAX 番号：011（204）6311 対応時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（祝祭日、年末年始は除く） FAX、電子メールは24時間受け付けております。
--	--

☆第三者評価の状況

第三者評価の有無	無
----------	---

13. 協力医療機関

名称	美幌町立国民健康保険病院
病院長名	西村 光太郎
所在地	網走郡美幌町字仲町2丁目
電話番号	0152（73）4111
診療科目	外科・内科・小児科・眼科
入院設備	ベッド数 99床
救急指定	あり
協力内容	入所者の病状に急変のあった場合には、密接な連携のもと迅速に対応します。

14. 協力歯科医療機関

名称	中矢歯科医院
病院長名	中矢 哲
所在地	網走郡美幌町字西1条北1丁目
電話番号	0152（73）2455

15. 事故発生時の対応

- ・短期入所サービスの提供にあたって、ご利用者に万が一事故が発生した場合は、家族又は身元引受人及び美幌町・関係機関に連絡を行うとともに、速やかに誠意を持って対応します。
- ・短期入所サービス提供中に、ご利用者の病状等に急変が生じた場合は、速やかに家族又は身元引受人に連絡し、必要な措置を講じます。

16. 虐待の防止のための措置について

- ・事業所は、サービスを提供するにあたっては、担当者を決め当該入居者の人権、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、委員会を定期的に開催し研修等を実施します。

17. 身体拘束廃止等について

- ・事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある

等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

18. 感染対策等について

- ・事業所は、利用者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行います。
- ・事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めます。

19. 留意事項

①面会について

- ・ご利用者の方への面会については、予約制となっております。
面会時間 平日の14:00～15:00（30分程度）
時間等、その都度職員にご相談ください。
- ・ご利用者の状態等により面会を制限する場合もございますので、必ず連絡をしてから来苑くださいますようお願いいたします。

②受診について

- ・ご利用者が体調不良等で受診を必要とした場合は、原則ご家族等の対応となりますので、ご協力をお願いします。

③備品等の取り扱い

- ・事業所内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用、使用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。

④喫煙・飲酒について

- ・事業所内は全館禁煙となっております。
- ・飲酒については、適量にて対応できる方に限り、ご相談に応じます。お酒等は事業所で管理します。特養の空床利用をされた場合も同様とします。

⑤食べ物等の持ち込みについて

- ・食べ物類を持ち込まれる場合には、他利用者に配ったりする事は禁止しています。ご利用者同士で食べ物類のやりとりを確認した場合には、事業所にて管理や制限をする場合があります。
- ・事業所内にて食べ物等を摂取される方については、事前にご利用者の病状・身体状態等を職員及び各担当介護支援専門員等と確認・相談等を行ってから、食べ物等の持ち込まれるかの判断をしていただくようお願いいたします。
- ・季節によっては、食べ物等の持ち込みを制限する場合があります。

⑥迷惑行為等

- ・騒音等他者の迷惑になる行為は、ご遠慮ねがいます。また、むやみに他利用者の居室等への出入りは行わないでください。

⑦所持金品の管理

- ・ご使用になる身の回りの品は、ご自身で管理をお願いします。
- ・現金の管理は、自己管理できる方に限らせていただきます。自己管理される方で、現金等を紛失した際には、責任は負いかねます。

⑧宗教活動

- ・事業所内で他利用者等に対する宗教活動及び政治活動、営利活動はご遠慮ください。

⑨動物飼育等

- ・事業所内でのペット等の飼育は禁止となります。

⑩居室の使用について

- ・居室には、ベッド（寝具一式）及び整理ダンスを設置しています。（使用料無料）
- ・その他、生活に必要な家具等については、ご利用者の生活や介護の妨げにならない程度でお持ち込みください。ご相談の上、持ち込まれる事をお勧めします。
- ・居室内の家具等の持ち込みについては、ご家族等で対応をお願いします。（利用前日等に荷物や家具類のお預かり、搬出入の手伝いなどはおこなっておりません。）
- ・居室内の改造は原則禁止です。利用中に破損、改造等された場合には、確認時に速やかに修復していただきます。（修復費用がかかります。）